

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
をのぞく)

目 次

- ◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(地方公共団体手数料令に基づく手数料)」に改め、同条第一項中「別表二」を「別表」に改め、同条第二項を削る。

別表一中第八十九号から第九十三号までを次のように改める。

- 百八十九 道路内における建築許可申請手数料 二万円
 - 百九十 用途地域における建築許可申請手数料 二万円
 - 百九十一 特殊建築物敷地許可申請手数料 二万円
 - 百九十二 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料 二万円
 - 百九十三 建築物の高さの許可申請手数料 二万円
- 別表一第九十三号の次に次の二号を加える。
- 百九十三の二 前面道路等による建築物の各部分の高さの許可申請手数料 二万円
 - 百九十三の三 仮設建築物建築許可申請手数料 一万円
- 別表一第九十五号中「行なう」を「行う」に、「千円」を「二千円」に、「三千円」を「六千円」に、「六千円」を「一万二千円」に、「二万円」を「三万円」に、「二万五千円」を「三万円」に、「三万円」を「四万円」に、「四万円」を「六万円」に、「六万円」を「八万円」に、「二万五千円」を「五万円」に、「三万五千円」を「七万円」に、
- 〃 一ヘクタール以上 三ヘクタール未満の場合 五万円
 - 〃 三ヘクタール以上 六ヘクタール未満の場合 七万円
 - 〃 六ヘクタール以上 十ヘクタール未満の場合 九万円
 - 〃 十ヘクタール以上の場合 十万円
- 以上の場合 十万円」に改め、同表第九十六号中「こえる」を「超える」

に、「千五百円」を「三千円」に改め、同表第九十七号中「六千円」を「一万二千円」に改め、同表第九十八号中「開発許可を受けた開発区域内における」を削り、「四千円」を「八千円」に改め、同表第九十九号中「千円」を「二千円」に、「三千円」を「六千円」に、「六千円」を「一万二千円」に、「二万円」を「三万円」に、「一万五千円」を「三万円」に改め、同表第二百号中「行なおう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に、「二百円」を「四百円」に、「二千円」を「四千円」に改め、同表第二百一号中「六十円」を「百二十円」に改める。

別表一中第二百五号を第二百七号とし、第二百二号から第二百四号までを二号ずつ繰り下げ、第二百一号の次に次の二号を加える。

二百二 優良宅地造成認定申請手数料

造成宅地の面積が○・一ヘクタール以上

○・三ヘクタール未満の場合

○・三ヘクタール以上

○・六ヘクタール未満の場合

○・六ヘクタール以上

一ヘクタール未満の場合

一ヘクタール以上の場合

二百三 優良住宅新築認定申請手数料

新築住宅の床面積の合計が百平方メートル以下の場合

百平方メートルを超え

五百平方メートル以下の場合

五百平方メートルを超え

二平方メートル以下の場合

二平方メートルを超え

六千円

一万平方メートル以下の場合

八千円

一万平方メートルを超え

一万一千円

五万平方メートル以下の場合

二千元

五万平方メートルを超える場合

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十九年六月十七日から施行する。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

2 鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の(61)中「別表一」を「別表二」に改める。

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第六号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（昭和四十九年度における給料月額等の特例）

4 別表第一の規定の昭和四十九年度における適用については、同表の規定に掲げる給料月額を、いづれも、その額に百分の百十を乗じて得た額（その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

5 別表第三の規定の昭和四十九年度における適用については、同表中「四四、八〇〇円」とあるのは「四九、二〇〇円」と、「四一、四〇〇円」とあるのは「四五、五〇〇円」とする。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

（最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額等）

2 昭和四十九年四月一日において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員はこの規則による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による同日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。

3 昭和四十九年四月二日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の規則の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における給料月額及びこれを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。（給与の内払）

4 改正前の規則の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、それぞれ、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。（その他）

5 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。